

福祉医療（ひとり親家庭）助成制度のご案内

【福祉医療（ひとり親家庭）助成制度とは】

母子家庭や父子家庭等のひとり親家庭の親が扶養する満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童及び親で、国民健康保険被保険者または医療保険各法の被保険者・組合員もしくは被扶養者の方を対象として、医療費の自己負担分を助成する制度です。

また、次のとおり所得制限があります。

令和5年度（令和5年8月～令和6年7月） 所得基準額表

扶養親族等の数	親及び扶養義務者所得
	基準額（円未満）
0人	2,360,000
1人	2,740,000
2人	3,120,000
3人	3,500,000
4人	3,880,000
5人	4,260,000

※「親・扶養義務者所得」欄の基準額については、「扶養親族等の数」で算定された員数中に、所得税法に規定する老人扶養親族が含まれる場合、その老人扶養親族の員数（扶養親族等が全て老人扶養親族の場合は、1人を除いた員数）に60,000円を乗じて得た金額を加算すること。

【有効期間】

毎年8月1日から翌年7月31日まで（お子さんが満18歳に達した場合3月31日まで）

【更新手続】

毎年6月頃に「福祉医療費受給者現況報告書」の提出が必要です。

なお、2年連続で現況報告書の提出がない場合は、資格喪失となります。

【助成対象となる医療費について】

医療保険の適用となる医療費の自己負担額

※入院時食事代、保険適用外の差額部屋代、薬の容器代、健康診断の費用、文書料、初診時選定療養費、往診の際の車代等は助成の対象とはなりません。

※加入の健康保険で高額療養費や付加給付の対象となる場合、そちらが優先となります。

※学校でケガ等をされた場合は、災害共済給付制度が優先されます。災害共済給付制度を請求される場合、福祉医療は利用できません。

【受給者証の使い方】

■京都府内の医療機関を受診される場合

健康保険証（又は組合員証）に添えて、受給者証を窓口へ提出してください。保険診療の一部負担金が免除されます。

京都府内の医療機関でマイナンバーカードを被保険者証として利用する場合は、受給者証を窓口へ提出してください。

■他府県の医療機関を受診される場合

受給者証は使用できませんので、窓口へ提出する必要はありません。健康保険の自己負担分をお支払いいただき、後日医療費支給申請を行ってください。

【医療費支給申請について】

■必要書類等

①「福祉医療費支給申請書（ピンク）」《受診月ごと》

②保険診療点数が表示された領収証書（原本）

※領収証書に受診回数や保険診療報酬点数等の記載がない場合は、必ず医療機関で補記していただき、補記された領収証書を添付してください。

③振込先口座がわかるもの

■申請書等提出窓口

受付・審査等は市役所国保年金課です。

※加茂支所、山城支所、西部出張所（高の原イオン内）は提出（預かり）窓口となります。

【支給について】

支給日は原則申請のあった日の翌月末です。ただし、書類不備、高額療養費が発生する場合等、支給が翌々月以降となることがあります。

※支給申請は、支払日の翌日から起算して5年以内に行ってください。

【交付申請の内容に変更が生じたとき】

次の事項に変更が生じたときは、おおむね14日以内に受給者証を添えて「変更届」もしくは「喪失届」を提出してください。

- ・住所、氏名を変更したとき
- ・加入する健康保険を変更したとき
- ・子の扶養について援助を受けることとなったとき
- ・婚姻関係（事実婚を含む）となったとき
- ・世帯状況に変更があったとき

【お問い合わせ】

木津川市役所 国保年金課医療係 0774-75-1214（直通）

福祉医療（ひとり親家庭）助成制度の申請手続きについて

ひとり親家庭医療制度は、以下すべての条件がそろった時点から認定審査を行います。

① 申請書及び申立書の提出

- 「福祉医療費受給者認定申請書（ひとり親家庭）」
- 「ひとり親家庭医療費受給者証受給に対する申立書」

② ひとり親家庭となった法的な年月がわかる書類の提出

- 離婚日・死別日・子の誕生日（未婚の場合）が分かる次のいずれかの書類が必要です。
※口頭での申し出は不可
- 戸籍謄本（離婚日・死別日・未婚が確認できるもの）
※転籍等により確認ができない場合は、ご相談ください。
- 離婚届の受理証明
- 児童扶養手当の証書（転入者のみ、前市町村発行のもの）

③ 元配偶者と住所が別になっていること

- 死別・未婚・転入者の場合は除く
- 元配偶者が転出する場合、転出先の住所地へ転入届を提出し、その事実を木津川市が確認できるまでは住所が別とは認定できません。

④ ひとり親家庭医療制度を受給する方全員の健康保険証の確認

- 元配偶者の被扶養者となっていた場合、元配偶者の扶養から外れ、新たに扶養するものの健康保険に子が加入していること

⑤ 世帯の所得が確認できること（同一世帯にいる18歳以上すべての方（学生を含む））

【転入の方】対象者の所得（非）課税証明書

※1月1日に居住していた市区町村で取得しご提出ください。

- ◇ 令和5年1月1日に木津川市に住民票がなかった方・・・令和5年度
- ◇ 令和6年1月1日に木津川市に住民票がなかった方・・・令和6年度

【1月1日に木津川市に住民票がある方】

対象の方が税法上扶養されておらず、所得の申告がない場合は、申告をお願いします。

上記の条件がそろっていない場合、申請書提出日から1か月経過後に申請は不受理とさせていただきます。なお、不受理となった場合は条件がそろった時点で再度必要書類を添えて申請してください。